

合 併 公 告

平成24年1月27日

債権者及び株主等関係者各位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
日本調剤株式会社
代表取締役社長 三津原 博

当社は、合併により下記7社（以下「消滅会社7社」という。）の権利義務全部を承継し、消滅会社7社は解散することいたしました。効力発生日は平成24年3月1日であり、当社は、会社法第796条第3項に基づき株主総会決議を経ずに決定いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は消滅会社7社の全株式を所有しており、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 消滅会社7社の名称及び住所

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①株式会社西武調剤センター | (住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号) |
| ②株式会社チバイノン | (住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号) |
| ③株式会社札幌薬剤 | (住所 札幌市中央区大通西七丁目1番地) |
| ④有限会社みどり薬局 | (住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号) |
| ⑤有限会社中島薬局 | (住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号) |
| ⑥厚生堂薬品株式会社 | (住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号) |
| ⑦株式会社トップワンファーマシー | (住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号) |

2. 会社法第796条第4項に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。

3. 会社法第797条第1項及び第5項に基づき、この合併に反対で株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の20日前の日から合併効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

4. 会社法第799条第1項及び第3項に基づき、この合併に際して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

5. 当社及び消滅会社7社の最終貸借対照表の開示状況は後記のとおりです。

【当社及び消滅会社7社の最終貸借対照表の開示状況】

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(株式会社西武調剤センター)

掲載紙 官報
掲載の日付 平成24年1月18日
掲載頁 36頁(号外第11号)

(株式会社チバイノン)

掲載紙 官報
掲載の日付 平成24年1月18日
掲載頁 38頁(号外第11号)

(株式会社札幌薬剤)

掲載紙 官報
掲載の日付 平成24年1月18日
掲載頁 34頁(号外第11号)

(有限会社みどり薬局)

計算書類の公告義務はありません。

(有限会社中島薬局)

計算書類の公告義務はありません。

(厚生堂薬品株式会社)

掲載紙 官報
掲載の日付 平成24年1月18日
掲載頁 38頁(号外第11号)

(株式会社トップワンファーマシー)

掲載紙 官報
掲載の日付 平成23年9月15日
掲載頁 127頁(号外第202号)

以上

公告中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成24年2月10日午前1時00分から午前3時30分まで

2. 公告中断事由

公告掲載時間において、当社サーバーメンテナンスのため公告の中断が生じました。